

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 5 8 号
件 名	憲法第89条「公の支配」に違反する「新潟東港横土居地域協議会」及び委員会質疑に対する虚偽公文書作成について
要 旨	<p>件名の本件協議会は、地方公共団体執行権者自身によって9年間にわたり約163万円の公金を違法に支出した負担金事業である。</p> <p>その実態は地方自治法第232条の3（支出負担行為）、補助金交付規則第5条（経費の配分、内容変更）等の多岐にわたる法令違反を拠とした公金詐取、並びに憲法第89条「公の支配」の条件を明示した昭和24年法務調査意見長官の通知である①構成②人事③内容④財産の4条件にすべて合致した法規違反は、同法第15条「全体の奉仕者」の違背にも裏打ちされ、特定地域の特定住民を特定差別した憲法違反事業である。</p> <p>この法令根拠は「新潟市情報公開資料」及び「地方公共団体歳入歳出解説書」に基づく論拠である。</p> <p>9月議会総務常任委員会における本件協議会運営の質疑で、北区役所地域課長が委員会あて回答した内容は事実と反し、虚偽公文書作成に当たる。</p> <p>「連絡会議」のほとんどは地権者を対象にした国道用地買収交渉、並びに本件協議会総会開催打ち合わせ（数名）である。</p> <p>したがって本件協議会記録資料に議事録、出席者名簿、事業計画書、同報告書など、「連絡会議」としての記録は存在しない。</p> <p>なお、任意による社団である本件協議会の総会等は公務の就業時間帯に行われているが、そこに出席する事務局職員の職務免除届はなく、公務員の職務専念義務の離脱は報酬減額の要がある。</p> <p>「タクシー代金」は、本件協議会総会が終了した後に開催された私的懇親会で、酒宴遊興に泥酔した者が帰宅に利用した費用であり、公金が原資である本件負担金事業の経費とするは不当である。その用途の会計処理は隠蔽されている。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成23年2月23日 総務常任委員会
受 理	平成23年2月18日 第586号

「記念酒贈呈（平成18年3月14日支払金3,280円）」は、平成17年7月28日開催の講演会の三橋郁雄講師に贈呈したものと回答しているが、その講演会主催は新潟北都産業創造会議（小川竹二会長）であり、本件協議会協賛などの関与は全くない。

当然に本件協議会の事業計画書及び事業報告書に記録は存在しない。

ゆえ、両事業の会長である小川竹二による事業目的外使用に当たる。

昭和24年法務調査意見長官の通知の抜粋、「憲法第89条にいう「公の支配」に属しない事業とは、国または地方公共団体の機関がこれに対して決定的な支配力を持たない事業を意味するのであると解する。換言すれば「公の支配」に属しない事業とは、その構成、人事、内容、及び財産等について公の機関から具体的に発言、指導、または干渉されることなく事業者が自らこれを行うものをいうのである」。この教示は憲法に反した「公の支配」に属する事業を明確に示した政府所管庁の定義文（抜粋）である。

本件協議会の会長は執行権者（首長または所管長）であり、事務局を産業経済課に置き、同課長が事務局長として公金の入金と経費の出金を現金管理し、県港湾担当者等に対し総会時に行う港湾整備状況説明の依頼から、資料作成及び総会議事進行など一切の運営を取り仕切り、発足から解散まで一貫して継続した権利能力なき社団としての本件協議会は「公の支配」に合致し、憲法第89条の法規範に違反した事業であることが明白である。

9月議会に陳情したとおり、旧豊栄市長、小川竹二会長等に対し金162万円の返還請求住民訴訟を行ったが、裁判所の判断は訴訟要件である住民監査請求の徒過を理由として却下し、本件協議会の違法性に関する審理は避けたものである。したがって、法規範及び法令法規違反の本件協議会事業が免除、免責されたものではない。

ゆえ、執行機関に対する監督監視責任が課せられている議会は、当陳情を執行機関による犯罪行為の告発としてとらえ、地方自治法第100条の2（専門事項の調査）を適用した実態の掌握と、同法第125条（採択請願の送付及び報告の請求）に沿った相応の措置を陳情する。

また、地域課長等は事実の歪曲化をはかって議会の質疑に偽証を行い、内容虚偽の回答書を議会に提出した。

このような議会を侮辱し、陳情者を愚弄した行為は公務員としての資質に係る重大な行為である。

ゆえ、処罰を伴う刑法第156条（虚偽公文書作成罪）に該当した告発を行うことを要求する。

もしも、虚偽公文書の作成権限者である地域課長が補佐者から利用された場合には、その補佐者が虚偽公文書作成罪の間接正犯として成立する。（大審院連合部判決昭和11年2月14日ほか）

（次項につづく）

横土居地域の一部住民が識見者として選定され、知恵を要せず汗も流すことなく公金の分配を受ける負担金事業の手法は、透明性のない独善的な権力支配であることから、人権侵害への波及も懸念され、その影響は現在においても閉鎖的抑圧体制が続いている。

しかし、少数意見で弱者側の当陳情が公的異議申し立てとして機能している現状の地方自治を考えれば、卑劣な隠蔽工作を行って事実を歪曲し、適法の主張を続ける権威主義所管の瓦解に疑いはない。

民主主義での行政活動は、主権者である市民の意思に基づく公平で公正なものでなければならず、その執行は議会が制定した法律に拘束される。本来は本件事件の適法性の判断は司法府の審判にゆだねられるが、しかし、これら権力分立の制度のみで末端までの行政の統制は不可能であり、執行機関内協議はもちろん、議会、報道機関及び民衆の監視が必須である。

新潟市に係る報道を目的に、本庁舎4階の1室が報道記者会に無償で提供されている。報道機関は市長権限による使用貸借許可であっても、市民の利益に軸足を置き、権力機構と対等な立場で報道しなければならない。特に公共の福祉に係る社会的問題には、権力監視の使命から積極的な対応が要求される。なお、市の各種審議委員会に特定の報道会社関係者が参加し、政策形成への関与が突出して多いことは不健全であり、不当な権力や階級支配の正当化を助長させる危険な関係と考える。

地方公務員法第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）の解釈を本件事件に照らせば、憲法違反等の明らかな負担金事業であるから、一応上司に対して意見を具申するなどして再考を促す行為があれば、上司の命令に従うことは法律的には正当な対応として免責されるものと考察する。